

不確定原稿

令和6年武蔵野市議会会議録第1号 (第1回定例会)

2月20日(火曜日)

○出席議員(26名)

1番	道場 ひでのり君	2番	きくち 由美子君
3番	大野 あつ子君	4番	深田 貴美子君
5番	東山 あきお君	6番	宮代 一利君
7番	本多 夏帆君	8番	ひがし まり子君
9番	小林 まさよし君	10番	浜田 けい子君
11番	落合 勝利君	12番	菅 源太郎君
13番	さこう もみ君	14番	藪原 太郎君
15番	蔵野 恵美子君	16番	木崎 剛君
17番	山崎 たかし君	18番	与座 武君
19番	橋本 しげき君	20番	三島 杉子君
21番	本間 まさよ君	22番	山本 ひとみ君
23番	下田 ひろき君	24番	西園寺 みきこ君
25番	川名 ゆうじ君	26番	深沢 達也君

○欠席議員

なし

○出席説明員

市長	小美濃 安弘君	副市長	伊藤 英穂君
副市長	恩田 秀樹君	教育長	竹内 道則君
監査委員	小島 麻里君	総合政策部長	吉清 雅英君
行政経営担当部長	小島 一隆君	総務部長	一ノ関 秀人君
財務部長	樋爪 泰平君	税務担当部長	河戸 直也君
市民部長兼交流事業担当部長	田川 良太君	市民活動担当部長	毛利 悦子君
防災安全部長	稲葉 秀満君	環境部長	大塚 省人君
健康福祉部長	山田 剛君	保健医療担当部長	田中 博徳君
子ども家庭部長	勝又 隆二君	都市整備部長	荻野 芳明君
まちづくり調整担当部長	福田 浩君	水道部長	関口 道美君
教育部長	藤本 賢吾君		

○出席事務局職員

事務局長	清野 聡君	事務局次長	村瀬 健大君
------	-------	-------	--------

不確定原稿

○議事日程第1号

令和6年2月20日（火曜日） 午前10時 開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 施政方針について
- 第6 議案第21号 令和6年度武蔵野市一般会計予算
- 第7 議案第22号 令和6年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算
- 第8 議案第23号 令和6年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算
- 第9 議案第24号 令和6年度武蔵野市介護保険事業会計予算
- 第10 議案第25号 令和6年度武蔵野市水道事業会計予算
- 第11 議案第26号 令和6年度武蔵野市下水道事業会計予算
- 第12

{	陳受5第15号 吉祥寺本町1丁目17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの協力	}
	を求めることに関する陳情 (総務委員会審査報告)	
{	陳受5第23号 吉祥寺本町1丁目キャバレービル建設の見直しを求めることに関する陳情	}
- 第13 議員提出議案第1号 武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第14 外環道路特別委員会の委員定数変更要求について
- 第15 武蔵野市選挙管理委員（4名）の選挙
- 第16 武蔵野市選挙管理委員補充員（4名）の選挙
- 第17 東京都十一市競輪事業組合議会議員及び東京都六市競艇事業組合議会議員選挙

○午前10時00分 開会

○議長（落合勝利君） ただいまより令和6年第1回武蔵野市議会定例会を開会いたします。

初めに、令和6年能登半島地震により被災された方々に対して、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い被災地の復旧をお祈りいたします。

次に、閉会中の議員の就任及び常任委員の選任について申し上げます。

去る12月25日付で、菅 源太郎議員及び山崎たかし議員が武蔵野市議会議員補欠選挙において新たに当選されましたので、御報告いたします。

次に、委員会条例第5条ただし書の規定により、議長において1月5日付で、総務委員に山崎たかし議員、文教委員に菅 源太郎議員を指名、選任いたしましたので、御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

日程第1 議席の指定を行います。

先般の補欠選挙において新たに当選されました菅 源太郎議員及び山崎たかし議員の議席は、会議規

不確定原稿

則第2条第2項の規定により議長において、菅 源太郎議員を12番に、山崎たかし議員を17番に指定いたします。

○議長（落合勝利君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第65条の規定により議長において、16番木崎 剛議員、23番下田ひろき議員、25番川名ゆうじ議員、以上3名を指名いたします。

○議長（落合勝利君） 次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月26日までの36日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合勝利君） 異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は36日間と決定いたしました。

○議長（落合勝利君） 次に、日程第4 諸報告を行います。

局長に報告させます。

○事務局長（清野 聡君） 報告いたします。令和6年2月13日付で市長より議長宛て、2月20日に令和6年第1回武蔵野市議会定例会を武蔵野市役所に招集する旨の通知と武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてほか25件の議案の送付がありました。

以上です。

6 武総総第31号

令和6年2月13日

武蔵野市議会議長 落合勝利 殿

武蔵野市長 小美濃 安 弘

令和6年第1回武蔵野市議会定例会の招集について

このことについて、別紙の告示写しのおり招集したので、通知いたします。

•

武蔵野市告示第25号

令和6年第1回武蔵野市議会定例会を、次のとおり招集する。

不確定原稿

令和6年2月13日

武蔵野市長 小美濃 安 弘

- 1 期 日 令和6年2月20日
- 2 場 所 武蔵野市役所

6 武総総第38号

令和6年2月13日

武蔵野市議会議長 落合勝利 殿

武蔵野市長 小美濃 安 弘

議案の送付について

令和6年第1回武蔵野市議会定例会に提出する下記の議案を、別添のとおり送付します。

記

- 議案第1号 武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 議案第2号 武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 議案第3号 武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 武蔵野市恩給条例を廃止する条例
- 議案第7号 武蔵野市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 武蔵野市立みどりのこども館条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 武蔵野市放課後等デイサービス施設条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 武蔵野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 武蔵野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 武蔵野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

不確定原稿

- 議案第15号 武蔵野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 武蔵野市給水条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- 議案第21号 令和6年度武蔵野市一般会計予算
- 議案第22号 令和6年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算
- 議案第23号 令和6年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算
- 議案第24号 令和6年度武蔵野市介護保険事業会計予算
- 議案第25号 令和6年度武蔵野市水道事業会計予算
- 議案第26号 令和6年度武蔵野市下水道事業会計予算

○議 長（落合勝利君） 以上をもって諸報告を終わります。

○議 長（落合勝利君） 次に、日程第5 施政方針について、日程第6 議案第21号 令和6年度武蔵野市一般会計予算、日程第7 議案第22号 令和6年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算、日程第8 議案第23号 令和6年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算、日程第9 議案第24号 令和6年度武蔵野市介護保険事業会計予算、日程第10 議案第25号 令和6年度武蔵野市水道事業会計予算、日程第11 議案第26号 令和6年度武蔵野市下水道事業会計予算、以上、施政方針及び6議案を一括して議題といたします。

まず、施政方針、令和6年度予算編成方針及び令和6年度各会計予算について、提出者の説明を求めます。

（市 長 小美濃安弘君 登壇）

○市 長（小美濃安弘君） 本日ここに令和6年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御参集いただき、心より御礼申し上げます。

令和5（2023）年12月24日に執行されました武蔵野市長選挙におきまして、第7代の市長を拝命いたしました。市長は14万市民の代表であります。今後は、全市民の皆様の声をしっかりと聴かせていただき、武蔵野市のさらなる発展、そして市民の皆様の安全・安心を守るため、全力で市政運営を行ってまいります。

市長就任後初の市議会定例会におきまして、今後4年間の市政運営についての基本姿勢とともに具体的な政策を述べさせていただきます。市議会議員各位並びに市民の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

不確定原稿

本年1月1日、石川県能登半島沖を震源とする最大震度7の大地震が発生し、甚大な被害が出ました。お亡くなりになった方々に対して哀悼の意を表しますとともに、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。武蔵野市との友好都市である、山形県酒田市、新潟県長岡市及び富山県南砺市は震源地に近い日本海側にあり、元日から3日間は被害状況の情報収集を行いました。最も被害が大きかったのは南砺市でしたが、幸いなことに人的被害はなかったと聞いております。市では、市議会と共に、石川県内や富山県内において大きな被害があった自治体に物資の供給や職員派遣等を行っている南砺市への支援金を1月25日に送りました。今後も余震などに注意し、必要に応じて各種対応してまいります。

また、翌日の1月2日には羽田空港で旅客機と海上保安庁の航空機が衝突するという事故が発生いたしました。旅客機の乗員・乗客は奇跡的に全員無事でしたが、残念ながら海上保安庁の職員5名がお亡くなりになりました。心よりお悔やみを申し上げます。

大きな自然災害と事故で始まった令和6（2024）年ですが、改めて命の大切さを胸に刻むとともに、市長として14万市民の命を守る決意をいたしました。

さて、令和6（2024）年度から、武蔵野市第六期長期計画・調整計画がスタートいたします。この調整計画は、市民参加・議員参加・職員参加による策定をはじめとする武蔵野市方式での丁寧な議論を積み重ねて策定に至りました。計画策定に当たっては、多くの方々に御尽力いただいたことに感謝しております。策定の最終段階で市長が交代することになりましたが、私はこの武蔵野市方式により策定された答申を尊重し、市長として計画決定をいたしました。

一方で、選挙における公約は、市民の皆様からの負託を受けたものであり、任期の中で実現したいと思っております。この公約の中には、調整計画の記載からは読み取れないものもあると考えており、基本的には武蔵野市方式で策定された調整計画に基づいて市民サービスを着実に前進させつつ、公約に関わる幾つかの論点については、庁内でしっかり議論をし、次期計画の策定委員会で御検討いただきたいと考えています。また、4年後の選挙と第七期長期計画策定に係る計画のローリング時期についても調整が必要という認識を持っておりますので、具体的な策定項目やスケジュールなどを検討してまいります。

次に、基本姿勢について申し述べます。

約3年半にわたる新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの日常生活は激変いたしました。感染症法上2類相当と位置づけられたことで、対面での会合や外出の自粛などにより、市民の日常生活だけでなく、多くの事業者も大打撃を受けました。

また、コロナ禍は、地域のコミュニティ活動にも大きな影響を及ぼしました。対面での活動が制限され、インターネットを介しての会話や会合などが多く行われました。また、マスクの着用が常態化したため、会話をするにも、相手の表情を確認できない、相手の顔が分からないといった問題点も指摘されました。対面での活動制限は、市民と職員との信頼関係にも影響を与えたと考えております。コロナ禍では、市民と対面に関わることが制限されていたため、どうしても電話やメールでの対応が多くなり、信頼関係が希薄になってしまうおそれもありました。

昨年、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の取扱いが2類相当から5類に変更され、様々な制限が解除されました。地域活動や市のイベント等も活発になり、コロナ禍前の日常が戻ってきておりま

不確定原稿

す。

私が市長に就任した際の職員への最初の訓示で、2つのことをお願いいたしました。1つ目は、職員自らがどんどん地域に出て、市民の声を聴き、今、地域で何が起き、市民が何を感じているのかを知ってほしいということでもあります。その上で、一緒に市民のためになることを考え、市民目線の施策につなげることを。私自身も多くの市民の皆様との直接の意見交換の機会をつくりたいと考えております。

2つ目は、市の情報を正しくスピーディに提供してほしいということでもあります。特に政策形成段階での情報提供と市民の意見を伺うことが大切だと感じています。

また、事務事業の見直しやデジタル技術の活用によるDXの推進などにより、効率的で効果的な業務の執行に努めるのはもちろんのこと、市民の皆様が目線で事業の在り方を考え、適切な支出を行ってまいります。市民の皆様のお力をお借りしながら、職員と共に無駄を省き日本一市民のために働く市役所を目指してまいります。

続きまして、基本政策について申し述べます。

1点目は、市民の命が最優先、首都直下地震から市民の命を守るであります。

30年以内に70%の確率で首都直下地震が発生する可能性が指摘されております。令和4（2022）年度修正版武蔵野市地域防災計画の武蔵野市における被害想定概要では、最も被害が大きい想定を次のように記載しております。多摩東部直下での地震、冬、夕方、風速毎秒8メートル、最大震度6強での想定で、屋内収容物の転倒などによる死者数3人、負傷者数82人となっております。阪神・淡路大震災の例でも、お亡くなりになった方の大多数は、家具などの下敷きになったことが原因でした。

首都直下地震はいつ発生してもおかしくないと言われております。まず、家具転倒防止金具等を全世帯の皆様を設置していただけるよう施策を進めてまいります。また、建物の耐震診断、耐震補強への助成の対象を拡充するとともに、ペットの同行避難についても武蔵野市ペット同行避難マニュアルに基づき、実施してまいります。

2点目は、AI教育は時代の流れ、オンライン授業の実施、二中・六中の統廃合は白紙にであります。

AI（人工知能）を活用した教育の時代がもうすぐやってまいります。しかし、AI教育においては不確かな情報などにより、児童生徒が思わぬ被害に遭うおそれもあります。何が事実で何が危ない情報なのか、これから始まるAI教育の中でしっかり学べるよう、教員の研修が充実するよう支援し、万全な対応をしてまいります。一方、AIなどバーチャルな教育を進めるだけでなく、自然体験、職場体験、福祉体験などリアリティのある教育も大切であります。先般、武蔵野市の代表的な教育施策であるセカンドスクールの宿泊日数が短縮されました。事業本来の目的に立ち返り、また、教員の働き方改革にも十分に留意の上、この見直しが児童生徒に及ぼした影響について調査を行い、経年の変化を分析いたします。その上で、必要に応じて宿泊日数を元に戻すなどの検討を行ってまいります。

令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症の影響により、市立小・中学校が全校一斉休校となりました。当時、児童生徒が大切な学校生活を友達と送れなかったことや、部活動を思う存分できなかったことなどを考えると、本当に切ない気持ちになります。また、学業の遅れなどを心配する保護者の皆様から、ぜひオンライン授業を行ってほしいという要望が、市長や市議会に寄せられました。既に、学習者用コンピューターが1人1台貸与されておりましたが、当初はその活用が十分に図られていなか

不確定原稿

ったため、オンライン授業を全校一斉に実施するには至りませんでした。新型コロナウイルス感染症の位置づけは2類相当から5類へと変更されましたが、完全な収束には至っておらず、次のパンデミックが起る可能性もあります。また、インフルエンザも猛威を振るい、市立小・中学校で学級閉鎖や学年閉鎖が発生するなど、現在でも学業が遅れることを心配する保護者から、オンライン授業の実施を望む声が上がっております。コロナ禍での教訓を生かし、必要な場合には、オンライン授業が実施できるよう、条件整備を教育委員会と共に進めてまいります。

第二中学校と第六中学校を統合し、第六中学校の跡地に第二小学校を移転するという検討案があります。学校改築時のコスト面等を考えると効率がよいということも理由の一つであります。しかし、学校の統廃合は、そのような理由から行うものではありません。かつて、桜堤小学校と境北小学校を廃止し、現在の桜野小学校を設置いたしました。そのときは、境北小学校で1年生から6年生まで全て単学級になり、全校児童数が約180名になってしまったため、やむを得ず統廃合を行ったというものであります。地域住民の多くの方々から、今回の第二中学校・第六中学校の統廃合に関しては納得していないという声を伺いました。確かに、将来を展望したとき、昭和の時代に建設された第一中学校から第六中学校までの6校が必要かどうかという議論はしていくべきであります。しかし、その場合でも20年から30年後の学校教育を予測して、どのような学校を建設するのかという議論が必要であります。今、第二中学校と第六中学校だけについて統廃合の議論をすることは適当ではなく、この件については一度白紙に戻し、市全体の学校建て替えの中で議論を進めてまいります。

3点目は、吉祥寺に再投資のとき、三鷹駅北口の改良もであります。

吉祥寺駅北口駅前広場の完成から35年以上が経過いたしました。この間、吉祥寺は来街者も楽しめる都内有数の商業地に成長いたしました。一方で、駅周辺の商業地を支える都市基盤の機能向上が求められております。特に南口では駅前広場の整備が遅れており、パークロードではバスと歩行者とが交錯し、安全性や快適性が著しく低下しております。また、特定緊急輸送道路の井ノ頭通り沿道をはじめ、吉祥寺駅周辺では建物の高経年化が進行しております。南口は再整備のために広く面としてのグランドデザイン（将来像）を立案し、その中で武蔵野公会堂の位置づけなども考えていく必要があります。吉祥寺が北口、南口ともに市民の皆様、来街者の皆様に愛されるまちとなるよう、再投資をしてまいります。

三鷹駅北口駅前広場は、公共交通や歩行者動線と一般車両動線のふくそうなどの課題を抱えております。課題解決に向け交通環境の視点から基本方針を策定することにより、街づくりビジョン改定の中で三鷹駅北口の目指すべき姿を改めて示し、市民や市民団体等、多くの関係機関の皆様と連携しながら取組を進めてまいります。駅前広場を拡張する候補として西側または北東側のエリアが考えられますが、拡張の範囲や街区の特性を生かした検討の深度化を図り、安全な駅前広場・周辺道路の再整備につなげてまいります。

4点目は、子育ては大変だけど楽しいであります。

子育ては経済的な面のみならず、肉体的にも精神的にも大変だと思います。しかし、子育てにより親が学ぶこともたくさんあり、大変な中にも大きな喜びを感じるという方も多いと思います。子育てが楽しいと思えるよう、市としても様々な支援をしていきたいと考えております。

不確定原稿

0123施設は、地域で孤立しがちなゼロ歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊び、子育てについて学び合う施設であります。4、5歳児支援など、この間様々な試行がされてきましたが、設立当初の理念に立ち返り、0123施設の機能や配置について、児童福祉法の改正も踏まえ、今後の在り方を検討いたします。

子育て世代への支援施策のさらなる充実を図るため、近年小・中学校の給食費無償化を検討する自治体が増えております。また、物価高騰により給食の質が低下するのではないかと心配する保護者の声もあります。詳細はまだ明らかになっておりませんが、東京都も保護者の負担軽減に取り組む市区町村を支援するため、最大で半額を補助するという方針を示しておりますので、給食費を無償化しながらも、給食の質は市が責任を持って担保する仕組みを検討し、令和6（2024）年度中には実施できるよう進めております。また、将来的には、市立小・中学校に通っていない児童生徒を持つ市内の保護者にもどのような支援ができるのか研究してまいります。

産前産後の方々は定期的に安心して病院などに行く必要がありますが、公共交通機関を乗り換えての移動は負担が大きいと思います。例えば、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害のある方の外出支援事業として、ドア・ツー・ドアで移送するレモンキャブがありますが、子育て世帯の移動支援についても研究してまいります。

5点目は、CO₂削減は全市民力を合わせてであります。

世界中で異常気象による被害等が起きております。豪雨、河川の氾濫、干ばつ、山火事など地球温暖化による影響と考えられる様々な現象は、全人類が真剣に考え、取り組まなければならない問題であります。地球温暖化の解決策の大きな一つがCO₂削減です。平成27（2015）年にCOP21で採択されたパリ協定では、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることが規定されました。武蔵野市としても、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す2050年ゼロカーボンシティを表明いたしました。武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021（区域施策編）2022改定版では、令和12（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で53%削減することを目標としております。この目標を達成するためには、市はもちろん、市内企業や市民の皆様の協力が不可欠であります。市では、象徴的な事業として市内を循環しているムーバスを路線バス事業者の協力の下、車両更新の際に、水素を燃料とする燃料電池バスやEV（電動）バスなど環境に配慮した車両に変更する検討を進めてまいります。

これまでの市民の皆様のごみ減量と効率化への御協力に感謝しております。ペットボトルについては、隔週収集だと、今週はごみを出せる週なのか分かりづらい、毎週収集してほしいという声が寄せられております。ペットボトルを収集日に出せないと次に出すまで大量に保管しなければならず、多くの御家庭で御苦労されているようであります。コロナ禍における生活様式の変化などでペットボトルの収集量は増加し、現在もこの傾向が継続しております。これまでに武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会における議論、パブリックコメント等により、広く市民の皆様のお意見を伺ってきておりますので、改めてペットボトルを隔週収集から毎週収集に戻すための検討と合わせて、プラスチック製品の分別収集、資源化等の検討を始めます。

6点目は、健康で豊かな高齢期を、支え合うまち武蔵野であります。

不確定原稿

武蔵野市は、健康長寿のまち武蔵野を推進しております。そのために有効とされていることの 하나가社会参加です。高齢者自身の就労を含めた社会参加が、効果的な介護予防や健康寿命の延伸に寄与するとともに、それが少しでも収入につながれば、毎日の生活に張りも出てきます。例えば、年金など現在の収入に加えて毎月5万円程度収入が増えれば、御自身の趣味の充実に活用することもできます。健康で豊かな高齢期を支えるために、高齢者のさらなる社会参加の仕組みを研究してまいります。

令和5（2023）年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立いたしました。この法律では認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。本市では、まちぐるみの支え合いの仕組みづくり（武蔵野市版地域包括ケアシステム）をさらに充実させることで、元気な高齢者も介護を必要とする高齢者も、誰もが生き生きと安心して、いつまでも住み慣れた地域で生活が送れるように努めてまいります。

武蔵野市は、障害のある方も住み慣れた地域でいつまでも生活できることを推進しております。令和6（2024）年度からは、健康福祉分野における各個別計画がスタートいたします。武蔵野市第4期健康福祉総合計画では、武蔵野市ならではの地域共生社会の実現を基本理念に置き、健康福祉分野の施策を総合的に推進することとしております。障害者福祉分野においても新たな取組が始まりますが、中でも特に住まいに関する課題に取り組んでいきたいと考えています。市内には障害者支援施設である障害者地域生活支援ステーションわくらす武蔵野をはじめ、グループホームに入所している方が多数いらっしゃいます。障害のある方が地域生活を継続していくために、事業者のグループホームの整備支援に継続して取り組むとともに、地域移行支援や親亡き後の支援を見据え、民間住宅への入居支援に関する取組を進めていくために必要な支援についても研究してまいります。

7点目は、コロナに学び、次のパンデミックに備えるであります。

私たちはコロナ禍で学んだことをしっかりと検証し、それを教訓とすることで次に来るかもしれないパンデミックに備えなければなりません。新型コロナウイルス感染症では、密閉空間に多人数で長時間滞在するとウイルス感染する確率が高くなることを学びました。学術的には、空気中の二酸化炭素濃度（通常420ppm）が、1,000ppmを超えることでウイルス感染の確率が格段に高くなるということがあります。逆に言えば、密閉した部屋でも適切な換気を行い、室内の二酸化炭素濃度を1,000ppm以下に抑えていればウイルス感染の確率は低く抑えられるため、公共施設に二酸化炭素モニターを設置し、二酸化炭素濃度を可視化することで、ウイルス感染を抑制してまいります。

吉祥寺地区の病院ベッド数が減少しております。医療体制については、広域で考える必要があると認識しておりますが、吉祥寺地区にある病院の中には、二次救急医療機関や災害拠点連携病院もあり、本市の医療連携や休日診療、災害時医療体制においても重要な役割を担っております。今後も引き続き、関係医療法人、東京都などと連携し、吉祥寺地区の病院ベッド数を確保するための検討を行ってまいります。

8点目は、都市農業や産業の支援であります。

武蔵野市内には約26ヘクタールの農地があります。この農地は市民に新鮮で安全な野菜・果物などを提供しているだけでなく、いざ災害時には延焼防止や一時的な避難場所としての役割も期待されております。また、市内産農産物は、市立小・中学校の給食にも使用されております。現在学校給食に使用さ

不確定原稿

れている市内産の農産物の割合は20%強ですが、市の目標は35%となっています。市内農業者などと密に連携し、目標達成に向けて支援を続けてまいります。

また、市内では商工業をはじめとした様々な産業がまちを支えております。長引くコロナ禍からの立て直しができるよう、現在策定中の第三期武蔵野市産業振興計画を柱とし、武蔵野商工会議所、武蔵野市商店会連合会とも連携して、市内の産業を支えてまいります。

9点目は、生きる楽しみとなる文化の振興であります。

音楽・演劇・美術・読書・スポーツなどは、人が生きていくに当たり、人生を豊かにしてくれる大切なものであります。コロナ禍により、こうした文化・芸術・スポーツなどは、見ることも行うことも制限されてきました。コロナ禍以前のように、市民の皆様が、文化・芸術・スポーツを思い切り楽しめるよう、様々な支援を行ってまいります。

10点目は、住民投票制度の議論は凍結であります。

令和3（2021）年に市議会で審議された武蔵野市住民投票条例案は否決という結果となりました。この条例案は、全国的なニュースとなり、市役所や議員にメールやファクスなどが大量に届きました。まちには大音量の街宣車が走り回り、駅ではデモ行進が起こるなど市内も騒然といたしました。また、条例案に賛成の市民と反対の市民が対立する場面もありました。これらは条例案否決によって一旦は収まりましたが、再び条例案提出の動きが出ると、また、あのような騒然とした市になるのかと、多くの不安の声を聞きました。武蔵野市自治基本条例第19条では、住民投票制度の実施のための具体的な要件等は別途条例で定めることになっておりますが、その期日については記されておられません。今、住民投票条例制定についての議論を進めることは、再度、同じような状況を引き起こすおそれがあります。これらのことを総合的に勘案し、住民投票制度についての議論は凍結することといたします。

次に、令和6（2024）年度の予算の規模及び特色について申し述べます。

国及び東京都の予算についてですが、令和6（2024）年度の国の予算は、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取る予算として編成され、一般会計予算では、前年度当初予算に比べ1.6%減の112兆5,717億円となっております。歳入では、名目経済成長率の見通しをプラス3.0%とし、税収は前年度に比べ1,680億円、0.2%増の69兆6,080億円としております。また、国の借入金となる公債金は前年度に比べて1,740億円減の35兆4,490億円となり、公債依存度が31.5%と前年度当初の31.1%から増加しています。歳出では、こども家庭庁予算として前年度比5,000億円増となる5兆3,000億円を計上しているほか、令和6（2024）年能登半島地震対応に係る予備費を新たに計上し、社会保障関係費や文教及び科学振興費などが増加しています。

東京都では、令和6（2024）年度予算を「変化する社会情勢の中、東京・日本の輝かしい未来を切り拓くため、産業や経済、社会の構造転換に挑み、一人ひとりが輝く明るい『未来の東京』を実現する予算」と位置づけ、一般会計の規模は、前年度に比べて5.1%増の8兆4,530億円で過去最大となっております。このうち都税収入は、前年度に比べて1,855億円、3.0%増の6兆3,865億円としています。政策的経費である一般歳出は、子どもから高齢者まで全ての人へのシームレスな支援や、イノベーションを生み出す戦略的な枠組みを早期に確立するための取組などに重点的に財源を振り向けた結果、前年度に比べて7.3%増の6兆3,702億円となっております。

不確定原稿

次に、市の予算についてであります。

予算編成方針として、新年度予算は、「変化する時代 命を尊重し安全・安心な未来を築く予算」と位置づけました。初年度となる第六期長期計画・調整計画に掲げられた優先事項を着実に推進するとともに、新たな課題に対応することにより持続可能な市政運営を行っていけるよう、限られた財源を真に必要性・緊急性が高い事業に重点的かつ効率的に配分することを基本に編成いたしました。

予算の特色として、一般会計予算は815億2,300万円で、前年度に比べて86億100万円、11.8%の増となりました。

市の歳入の根幹である市税については、前年度に比べ、個人市民税は定額減税などによる減はあるものの4億29万円の増を見込み、法人市民税については2億7,700万円の減を見込みました。また、固定資産税については、土地や家屋、償却資産それぞれ増を見込み10億5,167万円の増、さらに都市計画税については1億2,550万円の増など、市税全体では前年度に比べ13億2,246万円、3.1%増の445億2,996万円を見込んでおります。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の減などにより、前年度に比べ3,761万円、0.4%の減、都支出金は障害者日中活動系サービス推進事業補助金の増などにより9億2,806万円、11.3%の増となりました。

歳出につきましては、総務費はシステム構築作業による住民情報系システム事業費の増などにより、前年度に比べ34億1,883万円、36.7%の増、民生費は高齢者総合センター大規模改修事業費や児童手当の増などにより、前年度に比べ31億7,012万円、9.7%の増、衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減などにより1億3,309万円、1.9%の減、土木費は都市計画道路3・4・2号線事業土地購入費の減などにより4億1,732万円、6.3%の減、教育費は学校改築事業費の増などにより26億22万円、21.5%の増となりました。

各特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計について申し述べます。

国民健康保険事業会計は、保険給付費の増などにより、前年度に比べて3.9%増の144億2,999万円を計上いたしました。

後期高齢者医療会計は、広域連合負担金の増などにより、前年度に比べて5.1%増の44億7,378万円を計上いたしました。

介護保険事業会計は、介護保険給付費の増などにより、前年度に比べて3.1%増の129億2,807万円を計上いたしました。

水道事業会計は、収益的収入は38億4,629万円、収益的支出は37億9,597万円で、収益的収入から収益的支出を差し引いた税込みの利益は5,032万円を見込んでおります。資本的収入は3億8,228万円、資本的支出は10億1,766万円で、水道施設の維持更新に係るものは、配水施設費4億6,591万円、原水及び浄水施設改良工事費1億7,871万円で、資本的収入から資本的支出を差し引いた6億3,538万円の不足分は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び損益勘定留保資金で補填する予定としております。

下水道事業会計は、収益的収入は29億393万円、収益的支出は28億3,152万円で、収益的収入から収益的支出を差し引いた税込みの利益は7,241万円を見込んでおります。資本的収入は6億5,174万円、資本

不確定原稿

的支出は10億6,199万円で、その主なものは管渠建設改良費4億7,642万円、企業債償還金3億5,983万円で、資本的収入から資本的支出を差し引いた4億1,025万円の不足分は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填する予定としております。

以上、施政方針を述べるとともに、令和6（2024）年度の予算の規模及び特色について御説明申し上げます。なお、主要な施策につきましては参考として、次ページ以降の主要な施策について、及び予算参考資料にまとめましたので、御参照いただければと存じます。

結びとなりますが、私はこのたびの選挙で与えられました4年間の任期において、市民の皆様からの負託に応えるため、また、武蔵野市のさらなる発展のため、全力を尽くしてまいります。選挙では339票差という僅差での当選ではございましたが、選挙が終わればノーサイドであり、応援してくれた方もそうでない方も含め、全市民の皆様の声をしっかり聴かせていただき、地域課題の解決を図るとともに、助け合い励まし合う日本一のまちを目指してまいります。

市民の皆様、議員の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（落合勝利君） 以上をもって、施政方針、令和6年度予算編成方針及び令和6年度各会計予算についての説明を終わります。

なお、施政方針及び令和6年度予算編成方針に対する各会派の代表質問並びに令和6年度各会計予算に対する大綱質疑は後日の本会議において行いますので、よろしく御承知願います。

○議長（落合勝利君） 次に、日程第12 陳受5第15号 吉祥寺本町1丁目17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの協力を求めることに関する陳情、陳受5第23号 吉祥寺本町1丁目キャバレービル建設の見直しを求めることに関する陳情、以上陳情2件を一括して議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。

（総務委員長 藪原太郎君 登壇）

○総務委員長（藪原太郎君） ただいま議題となりました陳受5第15号 吉祥寺本町1丁目17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの協力を求めることに関する陳情、陳受5第23号 吉祥寺本町1丁目キャバレービル建設の見直しを求めることに関する陳情、以上2件の総務委員会における審査の概要と結果について御報告をいたします。

陳受5第15号については令和5年6月26日に、第23号については9月7日に本委員会に付託されて以来、その内容から一括して継続して審査を行ってまいりました。

この間の主な質疑は次のとおりでした。

①事業者はいつから市に相談に来ていたのか、また、令和5年8月に開かれた説明会で、事業者の代理人である設計者は、この場所が環境浄化特別地区であることについて説明を受けていないと言っていたが、事実関係を伺う。答え、令和4年2月に初めて相談を受けた。その後も3回窓口で対応しているが、この時点では店舗や事務所といった用途で相談を受けていたため、環境浄化特別地区の説明はしていなかった。その後、令和5年5月31日に用途をキャバレーとするという情報が出てきたため、それ以降の打合せにおいては同地区の特性等の説明を行っている。②用途をキャバレーとしておきながら、令

不確定原稿

和5年8月の説明会では、キャバレーの形態では営業できないとの説明があった。用途の変更について再度説明会を開くことを要求していただきたいが、いかがか。また、代理人である設計者ではなく事業主から説明をしてほしいが、市としてどこまで対応ができるのか。答え、説明会の内容が不十分であったことは事業者にも伝えており、用途を明確にした上で改めて説明することを求めている。また、事業主からの説明は条例上不可欠な事項ではないが、代理人が事業主の意向を踏まえた回答が全てできなければ説明会としては成立しないと伝えている。

③環境浄化に関する条例は、十分に機能するためにさらに補強することが必要ではないか。答え、風適法の規制を上回って規制している自治体はなく、また、そうした規制をしてよいかについては最高裁でも判断が出ていないため、難しいと考えている。市の権限の及ぶ範囲でできる限りの取組をしていきたい。

④風適法では、客引きに対し懲役や罰金といった罰則が定められているが、その範囲内であれば本市の条例でも罰則を設けることができるのか。答え、可能である。まちの状況の変化等を見ながら条例や規則の変更は常に検討していくべきものだが、現在のところは現状のまま運用していきたいと考えている。

⑤いわゆるピンクサロンは当該の場所に開業できるのか。答え、風適法にピンクサロンという言葉の定義があるものではないが、店舗型性風俗特殊営業に当たるものであれば、図書館から200メートル以内の範囲のため営業はできない。

⑥深夜酒類提供飲食店営業の店舗には保全対象施設の考え方がなく、届出をすれば、区域は関係なくどこにでもつくれると考えてよいか。答え、そのとおりである。

⑦届出をすることで法令上は深夜や朝の営業も行うことができるのか。答え、バーや酒場などは深夜酒類提供飲食店営業として届出を行えば、午前零時から6時まで営業は可能である。一方、いわゆるキャバレーなどの接待飲食等営業については、同時帯は営業ができない。

⑧環境浄化の面で陳情審査を経て変化したことはあるか。答え、以前から警察とは定期的に情報共有を図っていたが、現在はそれに加えて、月1回程度、当該ビル等についての情報共有や意見交換の場を設けている。

⑨陳受5第23号の記書きに、設計を白紙に戻しという記載があるが、計画変更を求める権限は市にあるのか。答え、関係法令上適法であれば、計画を白紙に戻す権限は市にはないと考えている。

⑩令和5年10月20日、21日に改めて説明会が行われたが、この間に事業者から市に対してどのような動きがあったのか。答え、1回目の説明会で回答できなかった質疑や要望事項への回答と対応、また誓約書を参加者へ郵送した旨の報告を受け、市も同じものを受け取っている。また、2回目の説明会では、ガールズバーや24時間営業を行う可能性についてと、誓約書の取扱いについての2点に回答ができなかったため、再度文書で回答すると聞いており、なるべく早い時期の回答を求めている。

⑪誓約書には、性風俗店舗や違法な店舗の営業は行わない、借借人にも営業させないことを誓約するという旨の記載があるが、この誓約書は法的な効力があるものなのか。答え、条例上手続きに必要なものではなく、あくまでも事業者が市民に宣言したにすぎないものと考えている。

⑫ガールズバーの営業が地域の方の心配事になっており、説明会では明確な答えがなかった。改めて説明してもらおうことになっているが、このことについて何か進捗はあるのか。答え、一般的にガールズバーと言われるものは接待を伴うものが多い傾向があるようだが、2回目の説明会において、接待を伴わないバーや飲食店など風適法の2号営業の用途を変更するとの説明があったため、接待に必要な1号営業許可を受けずに違法な営業をすることはないと認識をしている。

⑬ガールズバーが接待を伴う1号営業に当たるのか、接待を伴わない2号営業に当たるのかは、どのように見分けるのか。答え、何号営業に当たるかということについ

不確定原稿

ては、あくまでもその営業の内容がどういったものであるかで判断していくことになる。これは市ではなく、警察が運用基準等に基づいて個々の事例ごとに判断するものであり、市では詳細をお答えできない。⑭説明会では回答できなかった事項について書面をもって回答するということだが、改めて対面での意見交換を行うことはできないのか。答え、書面での回答がなされれば、まちづくり条例上の説明会は終了となる。陳情書にある事業者本人の説明会の開催の要望は事業者には伝えており、条例とは切り離れた形で開催するかどうかは、事業者の判断になると考える。

結論を出しました令和6年2月1日の本委員会での主な質疑は次のとおりでした。

①令和5年12月の総務委員会後に、事業者から武蔵野市に対して問合せなどはあったか。事業者の動きなどを市は把握しているのか。答え、事業者は代理人と事業主の協議結果を回答書という形で、令和6年1月4日に説明会出席者に郵送を行った。同時に近隣住民にもポストイングが行われ、まちづくり条例の手続がスタートした。現在は各課との協議に入っている。②着工時期は今後決まるということによいか。答え、各課の協議が終われば着工されると考える。③事業者から公式に誓約書が提出されることだが、内容について市は把握をしているのか。答え、宛先が吉祥寺東部地区街づくり協議会と環境浄化推進市民委員会で、前回出したものと基本的には同じものだと聞いている。④誓約書には、性風俗や違法な営業について行わない、そうした事業者には貸与しない、この2点は記載されているのか。答え、そのとおりである。⑤今回の出来事を通じて、課題と認識している点を伺う。答え、キャバレービルとして看板が出されたので、今回の件が大きくクローズアップされた。その際に条例で抑え切れなかったということは今後の課題になると思う。ただ、職業選択の自由の原則もあるので、網の目をくぐり抜けられないように、今後条例を強化できるということになるならば、それはしっかりと研究をしていきたい。

以上で質疑を終了し、取扱いを諮ったところ、陳受5第15号については採決を、陳受5第23号については、「陳情文中の具体的な文言は別として、吉祥寺の環境浄化推進の趣旨に沿うよう努力されたい。」との意見をつけて採決をとの声があり、討論なく、採決に入りました。

採決の結果は、陳情5第15号については、全会一致で採択すべきものと決しました。陳受5第23号については、全会一致で、「陳情文中の具体的な文言は別として、吉祥寺の環境浄化推進の趣旨に沿うよう努力されたい。」との意見を付し、採択すべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長（落合勝利君） お諮りいたします。質疑、討論を。

（「討論」と呼ぶ者あり）

○議 長（落合勝利君） 質疑を省略し、これより討論に入ります。

（4 番 深田貴美子君 登壇）（拍手）

○4 番（深田貴美子君） それでは、日本維新の会武蔵野市議団を代表しまして、陳受5第15号吉祥寺本町1丁目17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの協力を求めることに関する陳情、陳受5第23号吉祥寺本町1丁目キャバレービル建設の見直しを求めることに関する陳情、こちらの2件に賛成の討論を申し上げます。

吉祥寺本町1丁目は、駅前に子どもたちの通う塾もあり、夜は、リュックを背負う子どもと歓楽街で

不確定原稿

呼び込みを行う黒服の男性らが交差するという様相で、心配する保護者の方々が車でお迎えの列をなすという状況であります。キャバレー計画と記されたお知らせ看板は、私たち住民にとって青天のへきれきでした。昭和58年10月8日に定められた環境浄化に関する条例、あわせて、図書館法に基づいて設置された吉祥寺図書館が、上位法令である風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制緩和により、規制が利かないということが明らかになりました。

しかしながら、まさに武蔵野の市民力です。この2つの陳情と4,000にも上る署名と、事業者側への丁寧な対話の末に、幸いにも事業者側より、性風俗並びに違法営業は行わない、また貸与もしないという趣旨の誓約書が、環境浄化市民推進委員会、そして吉祥寺東部地区街づくり協議会に提出されました。これは誠に幸いなことです。まちのステークホルダーとして今後は、清掃活動や子ども会、町会活動などでの顔の見える関係性を期待するところであります。

いずれにしましても、環境浄化に関する条例の強化の課題、そして市民が安心・安全、これを実感できるまちづくりへの政策誘導、ここに課題があることが明らかとなりました。

以上のことを申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（落合勝利君） お諮りいたします。これにて討論を終局し、採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合勝利君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は1件ずつ行います。

まず、陳受5第15号 吉祥寺本町1丁目17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの協力を求めることに関する陳情、本件の委員長報告は採択であります。本件を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（落合勝利君） 起立全員であります。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、陳受5第23号 吉祥寺本町1丁目キャバレービル建設の見直しを求めることに関する陳情、本件の委員長報告は意見つき採択であります。本件を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（落合勝利君） 起立全員であります。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長（落合勝利君） 次に、日程第13 議員提出議案第1号 武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

不確定原稿

改正前	改正後	説明
(議会運営委員会の設置) 第3条の2 (略) 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>8人</u> とする。 3 (略)	(議会運営委員会の設置) 第3条の2 (略) 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>9人</u> とする。 3 (略)	字句の改正

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の武蔵野市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）である者は、それぞれこの条例による改正後の武蔵野市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による議会運営委員会の委員等になるものとし、その任期は、それぞれ旧条例の規定による委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による議会運営委員会において審査又は調査中の事件については、新条例の規定による議会運営委員会に付議された事件とみなす。

○議 長（落合勝利君） 提出者の説明を求めます。

(25番 川名ゆうじ君 登壇)

○25番（川名ゆうじ君） それでは、ただいま上程されました議案について説明をいたします。

この改正の目的は、議会運営委員会の委員を8人から9人にすることで、全ての会派から構成する議会運営委員会にするためのものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長（落合勝利君） お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長（落合勝利君） 異議ないものと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長（落合勝利君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

議員提出議案第1号 武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

不確定原稿

○議 長（落合勝利君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

○議 長（落合勝利君） 次に、日程第14 外環道路特別委員会の委員定数変更要求についてを議題といたします。

委員定数変更についての説明を求めます。

（外環道路特別委員長 深田貴美子君 登壇）

○外環道路特別委員長（深田貴美子君） お手元に配付しました資料をお目通しくださいませ。外環道路特別委員会委員定数変更要求書、こちらをお目通しください。本特別委員会は、東京都市計画道路都市高速道路外環環状線及び外環環状線の2に関し、8名の委員をもって調査中であるが、会派比率の変更に伴い、本特別委員会に所属することができない会派が生じたため、委員定数を8名から9名に変更されたいという内容であります。

本件については、さきの外環道路特別委員会にて全会一致で決定したところでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議 長（落合勝利君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（落合勝利君） これにて質疑を終局いたします。

お諮りいたします。外環道路特別委員会の委員定数変更要求について、本件を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（落合勝利君） 起立全員であります。よって、委員定数変更要求は承認されました。

○議 長（落合勝利君） 次に、日程第15 武蔵野市選挙管理委員（4名）の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙管理委員（4名）の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推せんによりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（落合勝利君） 異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推せんによることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（落合勝利君） 異議ないものと認めます。局長に氏名を朗読させます。

（清野事務局長朗読）

選挙管理委員（4名）

田 中 忠 彦 さん

佐々森 和 男 さん

藤 井 範 弘 さん

藤 本 和 子 さん

○議 長（落合勝利君） お諮りいたします。ただいま指名の方々を選挙管理委員の当選人と定める

不確定原稿

ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(落合勝利君) 異議ないものと認めます。よって、選挙管理委員には以上の方々が当選されました。

○議 長(落合勝利君) 次に、日程第16 武蔵野市選挙管理委員補充員(4名)の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙管理委員補充員(4名)の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推せんによりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(落合勝利君) 異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推せんによることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(落合勝利君) 異議ないものと認めます。局長に氏名を朗読させます。

(清野事務局長朗読)

選挙管理委員補充員(4名)

第1順位 西 田 博 さん

第2順位 岡 田 裕 志 さん

第3順位 井 口 忠 司 さん

第4順位 清 原 理 恵 さん

○議 長(落合勝利君) お諮りいたします。ただいま指名の方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(落合勝利君) 異議ないものと認めます。よって、選挙管理委員補充員には以上の方々が当選されました。

○議 長(落合勝利君) 次に、日程第17 東京都十一市競輪事業組合議会議員及び東京都六市競艇事業組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。4月6日に任期満了となる議員の後任となる各議員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推せんによりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(落合勝利君) 異議ないものと認めます。よって各議員の選挙は指名推せんによることに決しました。

お諮りいたします。各議員の指名の方法は、議長が指名することで異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(落合勝利君) 異議ないものと認めます。局長に氏名を朗読させます。

(清野事務局長朗読)

不確定原稿

東京都十一市競輪事業組合議会議員及び東京都六市競艇事業組合議会議員（2名）

18番 与座 武 議員

25番 川名 ゆうじ 議員

○議長（落合勝利君） お諮りいたします。ただいま指名の方々を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合勝利君） 異議ないものと認めます。よって、東京都十一市競輪事業組合議会議員及び東京都六市競艇事業組合議会議員には以上の方々が当選されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は2月22日午前10時から開きます。なお、ただいま御着席の方々には改めて御通知をいたしませんので、さよう御了承願います。

本日はこれにて散会いたします。

○午前11時10分 散会